

電気供給業の ガイドブック



令和3年3月
東京都主税局

このガイドブックは、電気供給業に係る法人事業税の取扱いを掲載したものです。

< 目 次 >

1	法人事業税における電気供給業とは	・・・	1
2	電気供給業に係る法人事業税の課税方式及び課税標準	・・・	3
3	課税標準の計算方法	・・・	4
4	電気供給業以外の事業を併せて行う場合の計算方法	・・・	8
5	所得割の計算における繰越欠損金の控除について	・・・	12
6	二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の分割基準	・・・	17
7	ご提出いただく申告書等について	・・・	20
8	電気供給業に係る法人事業税の申告に関するQ&A	・・・	24
9	参考条文	・・・	30
10	図解		
	10-1 収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）と所得等課税事業（外形標準課税対象）を併せて行う場合の区分計算	・・・	58
	10-2 収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）と所得等課税事業（外形標準課税対象以外）を併せて行う場合の区分計算	・・・	59

◎ この冊子における法令は次の略語を用いています。

法……………地方税法

令……………地方税法施行令

規則……………地方税法施行規則

条例……………東京都都税条例

通(県)……………地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)
(平成22年4月1日総税都第16号 各都道府県知事宛総務大臣通知)

◎ この冊子における「所得等課税事業」「収入金額課税事業」「収入金額等課税事業」の意味は以下のとおりです。(通(県)第3章の用語と同一です。)

①所得等課税事業：法72条の2①-1に掲げる事業(以下の②、③以外の事業)(非課税事業を除きます。)

②収入金額課税事業：法72条の2①-2に掲げる事業(送配電事業、特定のガス供給業、保険業等)

③収入金額等課税事業：法72条の2①-3に掲げる事業(小売電気事業等及び発電事業等)

* 関連条文及び通知等は、「9 参考条文」に掲載しております。

* この冊子は地方税法については、令和2年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

電気事業法等については、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第49号)による改正前の内容となっております。

* 条文番号は次のとおりに表示しています。

条…算用数字

項…○で囲んだ算用数字

号…ハイフンと算用数字

申告内容のご相談やお問い合わせ、郵送・電子申告による申告書等のご提出は、所管の都税事務所へお願いします。所管都税事務所については下記をご確認ください。

主たる事務所等の所在区市町村	申告書等ご提出先	お問い合わせ先	
千代田区	千代田都税事務所	千代田都税事務所	
文京区			
荒川区	荒川都税事務所		
北区			
足立区			
中央区	中央都税事務所		中央都税事務所
江東区			
江戸川区			
台東区	台東都税事務所		
墨田区			
葛飾区			
港区	港都税事務所	港都税事務所	
品川区	品川都税事務所		
大田区			
新宿区	新宿都税事務所	新宿都税事務所	
中野区			
杉並区			
渋谷区	渋谷都税事務所		
目黒区			
世田谷区			
豊島区	豊島都税事務所		
板橋区			
練馬区			
八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	八王子都税事務所	立川都税事務所	
立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市	立川都税事務所		

1 法人事業税における電気供給業とは

法人事業税における電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

(注) 法72条の2①-3、72条の48③-2及び規則3条の14、6条の2において法人事業税における電気供給業の範囲が規定されていますが、電気事業法に規定する電気事業の範囲とは異なります。

《法人事業税における電気供給業の範囲》

(法72条の2、72条の48、規則3条の14、6条の2)

(1) 発電事業

電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。

(2) 発電事業に準ずるもの

自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業(※)をいいます。

※電気事業法に規定する発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。)を含みます。

(3) 一般送配電事業

電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業をいいます。

(4) 送電事業

電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業をいいます。

(5) 送電事業に準ずるもの

自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。)をいいます。

(6) 特定送配電事業

電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業をいいます。

(7) 小売電気事業

電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業をいいます。

(8) 小売電気事業に準ずるもの

他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業、特定送配電事業、発電事業及び発電事業に準ずる事業に該当する部分を除きます。

◎電気事業法に規定する電気事業と法人事業税における電気供給業の範囲は、次のようになります。

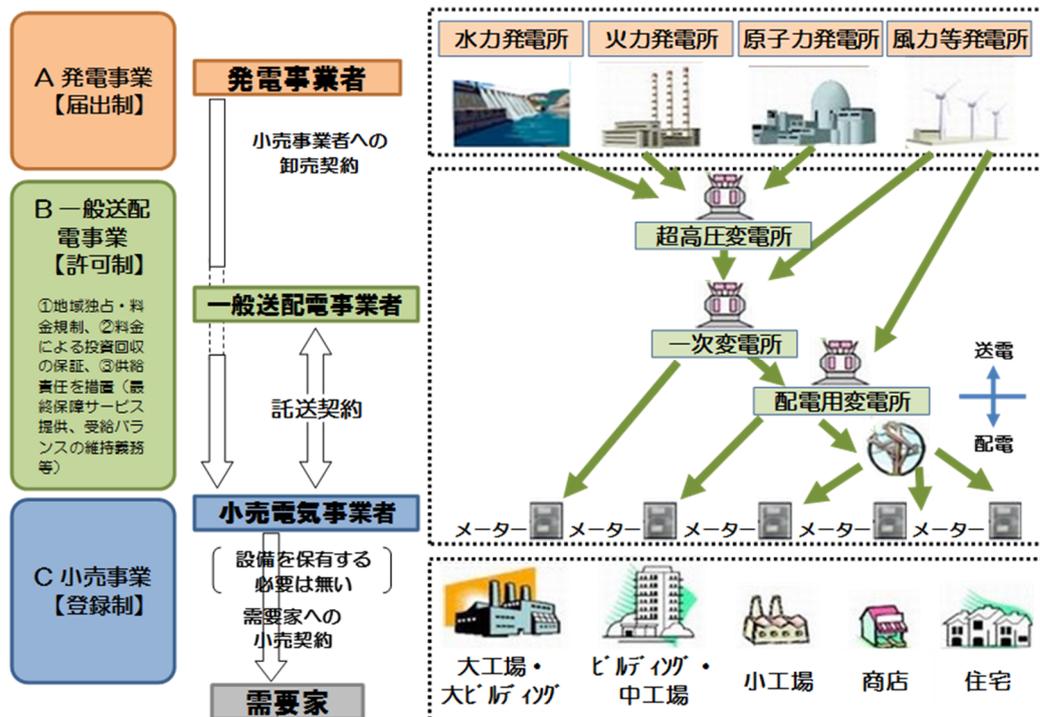
電気事業法に規定する 電気事業の範囲	法人事業税における 電気供給業の範囲	概要	
発電事業	①発電事業	・電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業	地方税法では、「 発電事業等 」 といいます。
	②発電事業に 準ずるもの(*)	・①の規模要件を満たさないもの ・他の者に供給するための電気を発電するもの(①を除く)	
一般送配電事業	③一般送配電 事業	・電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業	本ガイドブックでは、「 送配電事業 」 といいます。(※)
送電事業	④送電事業	・電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業	
	⑤送電事業に 準ずるもの	・④の規模要件を満たさないもの	
特定送配電事業	⑥特定送配電 事業	・電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業	地方税法では、「 小売電気事業等 」 といいます。
小売電気事業	⑦小売電気事業	・電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業	
	⑧小売電気事業 に準ずるもの	・他の者に電気を供給するもの (①、②、③、⑥及び⑦に該当する部分を除く)	

※地方税法ではこれらを総称する用語はありませんが、本ガイドブックでは便宜的に「送配電事業」と総称しています。

*②発電事業に準ずるものとは、例えば次のものをいいます。

- (例) ・需要に応じて供給する電気を発電する事業であって、設備の出力が1,000KW未満であるため発電事業の届出が不要であるもの
- ・電気事業法に規定する小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気ではなく、特定の電気供給先にて消費される電気を発電し供給するもの

(参考) 電気事業法に規定する発電事業、一般送配電事業、小売電気事業の概要



2 電気供給業に係る法人事業税の課税方式及び課税標準

電気供給業に係る法人事業税の課税方式及び課税標準は以下のとおりです。

◎令和2年3月31日までに開始する事業年度分（令和2年改正前の法72条の2、72条の12-2）

事業の区分	課税方式	課税標準
電気供給業	収入割	収入金額

◎令和2年4月1日以後に開始する事業年度分（法72条の2、72条の12）

事業・法人の区分		課税方式	課税標準
電気供給業（送配電事業）【法72条の2①-2】		収入割	収入金額
電気供給業のうち 小売電気事業等 及び発電事業等 【法72条の2①-3】	資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人 (注1) (注2) (注3) 【法72条の2①-3イ】	収入割	収入金額
		付加価値割	付加価値額
	上記以外の法人 (注3) 【法72条の2①-3ロ】	資本割	資本金等の額
		収入割	収入金額
		所得割(※)	所得

注1) 特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。

注2) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。

注3) 詳しくは法72条の2①-3に規定されています。(30ページの参考条文をご覧ください。)

▶ 税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

【参考】特別法人事業税の課税について

- ① 電気供給業（送配電事業）
基準法人収入割額に所定の税率を乗じて得た金額とされています。
 - ② 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等（令和2年4月1日以後開始事業年度分）
基準法人収入割額に所定の税率を乗じて得た金額とされています。
- (※) 小売電気事業等及び発電事業等に係る所得割については、特別法人事業税はかかりません。

3 課税標準の計算方法

(1) 収入金額

収入割の課税標準となる収入金額は、各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額から、国または地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額等を控除した金額となります。

課税標準となる
収入金額

=

① 収入すべき金額の総額

－

② 控除される金額

課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。（通（県）3章4の9の2）

注）消費税の取扱い

- ◎ 料金とあわせて収入する消費税（地方消費税含む 以下同じ）の金額は、収入金額に含めません。
- ◎ 消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。
- ◎ 消費税の還付金は、費用（消費税）が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。なお、還付金に加算される還付加算金については、収入すべき金額に計上したうえで、控除される金額としてください。
- ◎ 消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額（益税）は、収入すべき金額に含まれます。また、控除される金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できません。

① 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）3章4の9の1）

注1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）3章4の9の1）

注2）自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は

自家消費に当たるため、収入金額に含めません。(通(県)3章4の9の3)

注3)「①収入すべき金額の総額」には、「②控除される金額」(以下の囲みをご覧ください。)にある各種収入も含まれますのでご注意ください。

② 控除される金額

- ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額(法72条の24の2①)
- イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額^(注1)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金(令22、通(県)3章4の9の6)
他の電気供給業を行う法人から非FIT 非化石証書を購入した場合であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における当該購入の対価として支払うべき金額に相当する収入金額(令和2年4月1日以後終了事業年度に適用 令22、規4の2の2)
- ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等(告示S30年29号、S34年46号、S42年55号、H23年379号)
- エ 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額(法附則9⑧、令附則6条の2② 平成12年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- オ 一般送配電事業者の収入金額のうち、対象特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として、一般送配電事業者が当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額(令和2年改正前の法附則9⑩、令和2年改正前の令附則6条の2⑥ 平成28年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- カ 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額(法附則9⑱、令附則6条の2⑥ 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- キ 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(法附則9⑳、令附則6条の2⑦ 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度に限り適用)
- ク 特定取引を行う場合において、特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額(法附則9㉑、令附則6条の2⑧、規則附則2の8 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- ケ 一般送配電事業者の収入金額のうち、一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額(法附則9㉒、令附則6条の2⑨、規則附則2の9 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)

注)「イ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額」については、次によります。(通(県)3章4の9の6)

◎ 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの(新エネルギー等電気相当量に係るもの等を含む。)に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を

課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。

- ◎ 他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

(2) 小売電気事業等及び発電事業等に係る所得（法 72 条の 23 ほか）

所得割の課税標準となる所得は、各事業年度の益金の額（個別帰属益金額）から損金の額（個別帰属損金額）を控除した金額によるものとし、地方税法又は地方税法施行令で特別の定めをする場合を除くほか、法人税の課税標準である所得（個別帰属所得金額）の計算の例により算定します。

注) 所得等課税事業における所得割の課税標準となる所得と同様の計算方法です。

(3) 小売電気事業等及び発電事業等に係る付加価値額（法 72 条の 14～72 条の 20 ほか）

付加価値割の課税標準となる付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいいます。）と各事業年度の単年度損益との合計額によります。

注) 外形課税対象法人（法 72 条の 2①-1 に掲げる法人をいいます。以下同じです。）に課される付加価値割の課税標準となる付加価値額と同様の計算方法です。

▶ 詳しくは東京都主税局ホームページ「法人事業税に係る外形標準課税」をご覧ください。

(4) 小売電気事業等及び発電事業等に係る資本金等の額（法 72 条の 21 ほか）

資本割の課税標準となる資本金等の額は、原則として、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額によります。

ただし、無償増資、無償減資等を行い地方税法第 72 条の 21 の規定に該当する場合は、調整後の金額となります。

また、資本金等の額に無償増資及び無償減資等の欠損填補による加算・控除を行った金額が、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、当該事業年度の資本金等の額は、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

注 1) 外形課税対象法人に課される資本割の課税標準となる資本金等の額と同じです。

注 2) 上記のほか、ケースに応じて、所要の調整があります。内国法人に係る資本金等の額の算定順序は

【参考】のとおりです。

▶ 詳しくは東京都主税局ホームページ「法人事業税に係る外形標準課税」をご覧ください。

【参考】 内国法人の資本割の課税標準となる資本金等の額の算定順序

以下のとおりです。

(通(県) 3章4の6の3、地方税法施行規則第6号様式別表5の2、別表5の2の3)

- ① 地方税法上の資本金等の額と、資本金の額と資本準備金の合算額との比較(法72条の21①②)
- ② 収入金額課税事業以外の事業に係る算定(令20条の2の26①)
- ③ 事業年度が1年に満たない場合の月数按分(法72条の21③~⑤)
- ④ 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法72条の21⑥、令20条の2の22、20条の2の23)
- ⑤ 外国の事業以外の事業に係る算定(法72条の22①、令20条の2の24)
- ⑥ 非課税事業以外の事業に係る算定(令20条の2の26③)
- ⑦ 上記⑥までの計算の結果が1,000億円を超えている場合の算定(法72条の21⑦~⑩)
- ⑧ 収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等)と所得等課税事業とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る算定(令20条の2の26⑥)

⇒このガイドブックでは、以下4(1)③において、上記の②と⑧について説明します。

4 電気供給業以外の事業を併せて行う場合の計算方法

(1) 原則 (区分計算)

原則として収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）、収入金額課税事業、所得等課税事業の事業部門ごとに区分計算してください。

事業部門ごとにそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告します。
(通(県)3章4の9の9) ※参考例が58～59ページにあります。

なお、各事業部門に関する経理は区分して行ってください。(条例31③)

注1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注2) 電気供給業を行う法人が、需用者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。(通(県)3章4の9の8)

① 収入割・所得割

損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書(法人税申告書別表4)、法人事業税の加算・減算の各項目について各事業部門ごとに区分してください。また各事業部門に共通の収入・経費については、各事業部門の売上金額等最も妥当な基準により按分し、各事業の課税標準額となる収入金額又は所得金額若しくは欠損金額を計算してください。(通(県)3章4の9の5)

注1) 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。

注2) 法人税申告書別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分をしてください。

注3) 最も妥当な按分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されているなど)、当該金額も売上金額に含めて按分計算を行ってください。

注4) 按分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、変動後の額に対応させてください(例:売上金額を按分基準に用いている場合に、修正申告において売上金額の税務加減算があった場合など)。

注5) 一方の事業部門がマイナスとなる按分基準は、妥当とはいえません。

② 付加価値割

所得割の区分計算と同一の方法で各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、各事業の課税標準となる付加価値額を計算してください。

③ 資本割

(ア) 収入金額課税事業（電気供給業（送配電事業）・ガス供給業・保険業等）以外の事業に係る算定 （7ページ【参考】②）

収入金額課税事業を併せて行う場合は、資本金等の額^(※1)に当該法人の収入金額課税事業以外の事業に係る従業者数を乗じて得た額を総従業者数で除することにより収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額を計算してください。（令20条の2の26①）

※1：法人税法上の資本金等の額に無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合の調整、資本金の額と資本準備金の合算額との比較を反映した後の金額

⇒ 第6号様式別表5の2の3で計算します。（下図をご覧ください。）

収入金額課税事業以外の事業に係る算定

【第6号様式別表5の2の3（資本金等の額に関する計算書）抜粋】

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3③又は③若しくは④	①
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
期末の総従業者数	④

収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額（①欄×③欄/④欄）

※1円未満の端数切捨て

※最終的な課税標準となる資本金等の額は第6号様式別表5の2に記載します。

③欄「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数」、④欄「期末の総従業者数」について

◆③、④欄の従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在における従業者数*を記載します。

◆ただし、a～cに該当する場合は、次の算式により計算した数を記載します。

- a 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合
- b 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合
- c 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合

③欄：（当該事業年度に属する各月末日現在の収入金額課税事業以外の事業に係る従業者数*の合計）÷（当該事業年度の月数） …（A）

④欄：（A）＋ {（当該事業年度に属する各月末日現在における収入金額課税事業に係る従業者数*の合計）÷（当該事業年度の月数）}

注）1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

* 特定内国法人にあつては、国内の事務所等の従業者数のほか、外国の事務所等の従業者数を含みます。

(イ) 収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）と所得等課税事業とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る算定（7ページ【参考】⑧）

収入金額等課税事業と所得等課税事業とを併せて行う場合、資本金等の額をそれぞれの事業に係る従業者数で按分して計算します。（令20条の2の26⑦）

⇒ 第6号様式別表5の2で計算します。（次ページの図をご覧ください）

収入金額等課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る算定

【第6号様式別表5の2（付加価値額及び資本金等の額の計算書）抜粋】

①欄「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数」、②欄「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数」について

◆①、②欄の従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在における従業者数を記載します。

◆ただし、a～cに該当する場合は、次の算式により計算した数を記載します。

- a 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合
- b 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合
- c 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

①欄：（当該事業年度に属する各月末日現在の国内の事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数の合計）÷（当該事業年度の月数）

②欄：（当該事業年度に属する各月末日現在の国内の事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数の合計）÷（当該事業年度の月数）

注）1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

※具体的な計算例は以下をご覧ください。

資本金等の額の計算												
資本金等の額 下ま2⑩若しくは下ま3⑪又は別表5の2の3⑫、 別表5の2の3⑬若しくは別表5の2の3⑭	⑫											
当該事業年度の月数	⑬											月
$\frac{\text{⑫}}{\text{⑬}}$	⑭											
控除額計 別表5の2の3⑮、別表5の2の3⑯若しくは 別表5の2の3⑰又は別表5の2の4⑱	⑮											
差引 ⑭-⑮	⑯											
⑯のうち年1,000億円以下の金額	⑰											
$\left[\frac{\text{⑰のうち年1,000億円を超え年5,000億円以下の金額}}{\text{年5,000億円以下の金額}} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱											
$\left[\frac{\text{⑰のうち年5,000億円を超え年1兆円以下の金額}}{\text{年1兆円以下の金額}} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲											
仮計 ⑰+⑱-⑲	⑳											
国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑											
国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒											
計 ㉑+㉒	㉓											
課税標準となる資本金等の額 ㉓又は㉓×㉑/㉒若しくは㉓×㉒/㉑	㉔											

課税標準となる資本金等の額

★ 所得等課税事業分（⑳欄×㉑欄/㉓欄）

★ 収入金額等課税事業分（㉒欄×㉒欄/㉓欄）

※ 1円未満の端数切捨て

※ 別表はそれぞれの事業ごとに作成します。

（例）3月決算法人（事業年度12ヶ月）で従来の所得等課税事業のほか、11月10日から新たに収入金額等課税事業を開始した場合

各月末日の従業者数の推移

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (ア)	(ア)÷12月 (イ)	(イ)を端数切上 (ウ)
所得等課税事業	100	100	100	100	100	100	100	70	70	70	70	70	1,050	87.5	88
収入金額等課税事業	0	0	0	0	0	0	0	30	30	30	30	30	150	12.5	13
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200		101

この場合、所得等課税部門の人数88人、収入金額等課税部門の人数13人、全従業者数101人となります。

(ウ) 資本割の従業者数按分を行う場合の従業者数の取扱い（通（県）3章4の6の10）

- 従業者とは当該法人の事業所等に使用される役員、使用人（非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て）をいいます。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
 - 派遣労働者＝派遣先（派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方）
 - 出向者＝出向先（出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方）
- 病欠欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事業所等における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者の2分の1加算等）は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業又は収入金額等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によって按分してください。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とします。

(2) 従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

また、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきとされています。（通（県）3章4の9の9）

5 所得割の計算における繰越欠損金の控除について

(1) 欠損金額等の繰越控除

次のそれぞれの区分の所得割の課税標準である所得の計算においてそれぞれの区分について生じた欠損金額又は個別欠損金額（以下「欠損金額等」といいます。）の繰越控除を行うことができます。（法 72 条の 23①④、通（県） 3 章 4 の 7 の 4）

	所得割の区分	第 6 号様式別表 9 の区分
ア	法 72 条の 2①-3 口に該当する法人の小売電気事業等及び発電事業等【収入金額等課税事業】（※ 1）に係る所得割の課税標準	「法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業」に○をつける
イ	電気供給業以外の事業（法 72 条の 2①-2 に該当する事業及び非課税事業を除く。）【所得等課税事業】（※ 2）に係る所得割の課税標準	「法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業」に○をつける

注）ア及びイの両方に該当する法人は、両方の所得割の課税標準をそれぞれ計算します。

※ 1 電気供給業以外の事業を併せて行っているが、当該事業が軽微な附帯事業であるとして、主たる事業である「小売電気事業等及び発電事業等」の課税方式に含めて課税している場合の電気供給業以外の事業も含まれます。

※ 2 「小売電気事業等及び発電事業等」が軽微な附帯事業であるとして、主たる事業である「電気供給業以外の事業（法 72 条の 2①-2 に該当する事業及び非課税事業を除きます。）」の課税方式に含めて課税している場合の「小売電気事業等及び発電事業等」を含みます。

(2) 欠損金の繰越控除に関する留意点

電気供給業を行う法人の欠損金の繰越控除については、概ね、通常の法人の繰越控除と同様ですが、次の点に留意してください。（令和 2 年度税制改正に伴う経過措置については、下記（3）を参照してください。）

- ① 上記（1）のそれぞれの区分の事業の所得割の課税標準の計算において控除できる欠損金額等は、それぞれの区分の事業に係る所得割の課税標準の計算において繰越控除しようとする事業年度の開始の日前 10 年（平成 30 年 4 月 1 日前に開始する事業年度については 9 年（平成 27 年法人税法改正法附則第 27 条第 1 項）。詳細は（3）を参照。以下同じです。）以内に開始した事業年度におけるそれぞれの区分の事業に係る所得割の課税標準の計算において生じた欠損金額等に限られます。（通（県） 3 章 4 の 7 の 4）
- ② 繰越控除しようとする事業年度前の事業年度における上記（1）のそれぞれの区分の所得割の課税標準の計算において既に繰越控除した欠損金額等は除きます。
- ③ 法 72 条の 2①-3 イに該当する事業年度においては、所得割は課税対象となりませんので、

欠損金額等は生じません。付加価値割に係る単年度損益のマイナス額は繰越控除対象となる欠損金額等とはなりません。また、過去に生じた上記（１）ア又はイの区分に係る欠損金額等を繰越控除することもしません。

- ④ 欠損金額等を繰越控除しようとする事業年度と欠損金額等が生じた事業年度における上記（１）の所得割の区分が異なる場合は、欠損金額等を控除できません。具体的には次の表の例において、表中欄の所得割の課税標準の計算においては、表右欄の欠損金額等及び単年度損益のマイナス額を控除することはできません。

【過去事業年度における所得割の区分が異なる欠損金額等の取扱いの例】

例	課税事業年度の所得割の課税標準の計算	課税事業年度において繰越控除対象とならない額
1 小売電気事業等又は発電事業等を開始した場合、又は区分計算を開始した場合	上記（１）アの区分の小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準の計算を行うときは、右欄の欠損金額等、単年度損益のマイナス額を控除することはできない。	小売電気事業等又は発電事業等を行っていない（上記（１）※2を含む）ため、法72条の2①-3ロに規定する所得割の課税対象ではなかったが、所得等課税事業に係る法72条の2①-1イ又はロに規定する所得割の課税対象ではあり、当該所得割に係る欠損金額等が生じた場合の当該欠損金額等
2 小売電気事業等又は発電事業等を行う株式会社、資本金1億円超から1億円以下に減資した場合		資本金が1億円を超える株式会社であったため、法72条の2①-3ロに規定する所得割の課税対象ではなかったが、法72条の2①-3イに規定する付加価値割等の課税対象ではあり、当該付加価値割に係る単年度損益のマイナス額が生じた場合の当該マイナス額
3 小売電気事業等又は発電事業等を廃止し、所得等課税事業となった場合	上記（１）イの区分の所得等課税事業に係る所得割の課税標準の計算を行うときは、右欄の欠損金額等、単年度損益のマイナス額を控除することはできない。	電気供給業のみを行っていた（上記（１）※1を含む）ため、所得等課税事業に係る法72条の2①-1イ又はロに規定する所得割の課税対象ではなかったが、小売電気事業等又は発電事業等に係る法72条の2①-3イに規定する付加価値割等又は法72条の2①-3ロに規定する所得割の課税対象ではあり、当該付加価値割に係る単年度損益のマイナス額又は欠損金額等が生じていた場合の当該マイナス額又は欠損金額等

- ⑤ 上記③及び④において、過去に生じた欠損金額等を控除しなかった区分については、当該区分における「控除未済欠損金額等」の額は変わりません。（繰越期間が終了した金額を除きます。）
- ⑥ 繰越控除できる金額は、上記（１）のそれぞれの区分ごとに計算した欠損金控除前の所得金額の50%を限度とします。ただし、法人税法57条⑪各号に該当する法人の当該各号に該当する事業年度の場合は、いずれの区分についても100%まで控除できます。
- ⑦ 繰越控除しようとする事業年度の開始の前日 10年以内に開始する事業年度において適格合併又は法人税法57条②に規定する完全支配関係のあった法人の残余財産確定（以下「合併等」

といます。)があった場合は、被合併法人又は残余財産確定した法人(以下「被合併法人等」といいます。)の上記(1)のそれぞれの区分の所得割において生じた欠損金額等(それぞれの区分の所得割の課税標準の計算において既に繰越控除された金額を除きます。)については、合併法人又は残余財産確定した法人の株式若しくは出資の全部若しくは一部を有していた法人(以下「合併法人等」といいます。)の上記(1)のそれぞれの区分の所得割について生じた欠損金額等とみなします。(欠損金引継ぎの要件等の詳細については、お問い合わせください。)

(3) 欠損金の繰越控除に係る経過措置について

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下「最初事業年度」といいます。)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得(個別所得金額)の計算の例により算定していたものとみなします。

(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則6条②)

令和2年4月1日前に開始する事業年度においては、上記(1)アに係る所得割の課税はありませんが、この経過措置により、上記(1)アに係る所得割の課税標準の算定において繰越控除の対象となる欠損金額等が生じたものとみなすこととなります。

① 経過措置適用対象法人

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の日の前日を含む事業年度(以下「最初事業年度の前事業年度」といいます。)において、「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていた法人。

留意点

(ア) 最初事業年度の前事業年度における課税方式を問いません。このため、小売電気事業等又は発電事業等が軽微な附帯事業であったとして、最初事業年度の前事業年度において電気供給業以外の事業の課税方式により課税していた場合も適用対象法人となります。最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度のうちに、上記(1)アの区分に該当する収入割課税対象とした事業年度があれば、当該区分の欠損金額等の発生・控除の計算を行います。

(イ) 最初事業年度の前事業年度の末日において令和2年改正後の法72条の2①-3イに該当する場合(例:資本金が1億円を超える株式会社)であったとしても経過措置の適用の対象となります。この場合、最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度のうち、令和2年改正後の法72条の2①-3ロに該当する事業年度(例:事業年度末日の資本金が1億円以下の株式会社である事業年度)についてのみ経過措置を適用して、上記(1)アの区分としての欠損金額等の発生又は控除の計算を行います。一方、最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度のうち、令和2年改正後の法72条の2①-3イに該当する事業年度(例:事業年度末日の資本金が1億円超の株式会社である事業年度)については、欠損金額等の発生及び控除の計算は行いません。

(ウ) 最初事業年度の前事業年度より前の事業年度において「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていたとしても最初事業年度の前事業年度において「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていなかった場合は、経過措置適用対象となりません。

(エ) 「小売電気事業等又は発電事業等を行っていた」とは、電気を供給し電気売却収入を計上した事実をいい、単に発電事業の準備をしていた場合等を含みません。

② 経過措置適用により繰越控除の対象となる欠損金額等

上記(3)①の経過措置適用対象法人の令和2年4月1日前10年以内に開始する事業年度について上記(1)及び(2)と同様に欠損金額等の発生、控除等の計算を上記(1)の区分ごとに行ったと仮定して算定される上記(1)アの区分に係る繰越欠損金額が経過措置による欠損金額等となります。(電気供給業を行っていた法人を被合併法人等とする欠損金引継ぎについてはお問い合わせください。)

上記(2)⑥の控除限度の割合50%については、次の表のとおりとして算定します。

事業年度 開始の日	対象法人・対象事業年度	控除限度割合
平成24年4月1日 より前	全法人	100%
平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	A 事業年度末の資本金が1億円超の事業年度	80%
	B 事業年度末に資本金が5億円以上の法人等による完全支配関係がある法人	
	AとBのいずれにも該当しない法人・事業年度	100%
平成27年4月1日～	Aに該当する法人のうち次のC又はDに該当しない事業年度	平成28年3月31日以前開始：65%
	C 設立から7年以内に開始する事業年度（上場された日以後に終了する事業年度を除く。）	平成29年3月31日以前開始：60%
	D 再生手続等開始から7年以内に開始する事業年度で再生が図られた日より前に終了する事業年度（上場された日以後に終了する事業年度を除く。）	平成30年3月31日以前開始：55%
	平成30年4月1日以後開始：50%	
	Bに該当する法人（Dに該当する事業年度を除く。）	
	・ AとBのいずれにも該当しない法人・事業年度 ・ Aに該当しBに該当せず、かつ、C又はDに該当する事業年度 ・ Bに該当し、かつ、Dに該当する事業年度	100%

(4) 第6号様式別表9などの提出について

- ① 上記(1)の区分の別に作成して提出ください。該当する事業に応じて「第1号」「第3号」のいずれかを○で囲んでください。
- ② 上記(1)の両方の区分に該当する場合は、第6号様式別表9を別々に作成してください。



6 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の分割基準

(1) 電気供給業の分割基準

複数の都道府県に事務所又は事業所（事業所等）等を有する法人は、課税標準の総額を一定の基準(分割基準)で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準・税額を計算します。

電気供給業は次の区分により異なる分割基準を使用します。（法 72 条の 48③-2）

区分	分割基準
発電事業等	課税標準の3/4 … ① 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4 … ② 事業所等の固定資産の価額 ※①がない場合、課税標準の全額を②で分割します。
一般送配電事業 送電事業（準ずるものを含む） 特定送配電事業	課税標準の3/4 … ① 発電所に接続する電線路の電力の容量（キロワット） 課税標準の1/4 … ② 事業所等の固定資産の価額 ※①がない場合、課税標準の全額を②で分割します。
小売電気事業等	課税標準の1/2 … 事業所等の数 課税標準の1/2 … 従業者の数

注1) 上表の区分に掲げる電気供給業の内容については、1～2ページをご覧ください。

注2) 分割基準について、固定資産の価額に千円未満の端数があるとき、又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

固定資産の価額とは

事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている、事務所又は事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。（規則6条の2の2④、通（県）3章9の7）

注) 事業所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されている按分基準によって按分した価額を分割基準に用いることができます。（規則6条の2の2⑤）

電線路の電力の容量とは

電線路とは、事業所等の所在する都道府県において、発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。)と電氣的に接続している電線路で、電圧が66キロボルト以上のものをいいます。電力の容量は事業年度終了の日現在の数値（キロワットで表した数値）を使用します。（規則6条の2②、通（県）3章9の4、9の5）

(2) 分割基準が異なる事業を併せて行う場合

① 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行う場合は、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定します。

- ・電気供給業を主たる事業とするときは、17 ページの表の分割基準によります。(分割基準が異なる複数の電気供給業を行う場合は、②をご覧ください。)
- ・電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。(法 72 条の 48③⑩、通(県) 3 章 9 の 11)

② 分割基準が異なる複数の電気供給業を行う場合

電気供給業を主たる事業として行う場合において、2 以上の分割基準が異なる電気供給業を併せて行っているときの分割基準は、19 ページのフロー図(Ⅱ使用する分割基準)をご覧ください。(法 72 条の 48⑨⑩)

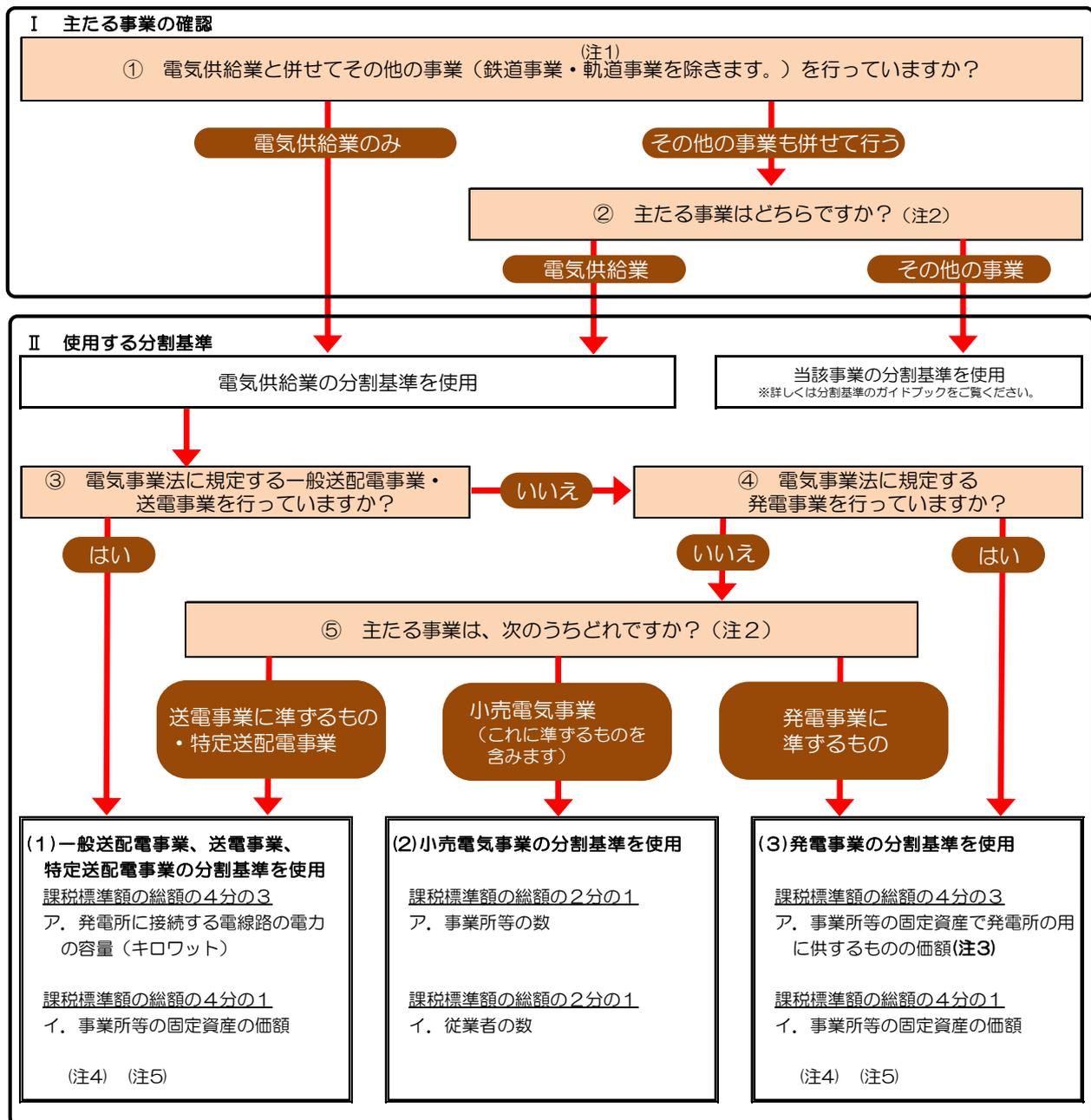
③ 鉄道事業・軌道事業とその他の事業を併せて行う場合

鉄道事業・軌道事業とその他の事業を併せて行う場合は、①②にかかわらず、課税標準額の総額を鉄道事業・軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額により按分し、鉄道事業・軌道事業に係る部分については、軌道の延長キロメートル数により分割し、その他の事業に係る部分については、それらの事業のうち、主たる事業の分割基準により分割します。(法 72 条の 48⑪、令 35 条の 2)

※ 分割基準については、主税局ホームページ「分割基準のガイドブック」も併せてご覧ください。

※ 小売電気事業等・発電事業等とその他の事業を併せて行う場合の「課税標準の分割に関する明細書」(第 10 号様式)の作成及び提出は、21 ページの注 4 <●印のある様式の作成・提出について>をご覧ください。

◎使用する分割基準の適用方法 《令和2年4月1日以後に終了する事業年度分》



注1) 鉄道事業・軌道事業を行う法人について

◎鉄道事業・軌道事業のほか電気供給業等を行う場合、上記フロー図②より使用する分割基準を確認してください。

◎鉄道事業・軌道事業に係る部分についての分割基準は軌道の延長キロメートル数を使用します。

注2) 主たる事業の考え方については、18 ページをご覧ください。

注3) 昭和57年4月1日前の既存発電所がある場合の特例は平成29年3月31日以後終了する事業年度において廃止となりました。

注4) イ. のみある場合は、課税標準の総額をイ. により按分してください（法第72条の48③-2ロ(2)、ハ(2)）

注5) ア. 及びイ. がいない場合は、課税標準は按分せず、全額を本店所在地の都道府県に申告してください。

7 ご提出いただく申告書等について（法人事業税・特別法人事業税関係）

表の記号の意味は以下のとおりです。
 ◎…全ての法人に提出義務のあるもの
 ○…該当する法人に提出義務のあるもの
 ×…提出義務のないもの

(1) 中間申告（仮決算による中間申告）・確定申告・修正申告 （令和2年4月1日以後に開始する事業年度分）

下記は主な申告書・申告書別表を掲載したものです。この他、該当に応じて第6号様式別表10、11、12、13、13の2、13の3等のご提出が必要な場合があります。

① 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等（法72条の2①-3に掲げる事業）を行う法人 （以下の法人を含みます。）

- ・法72条の2①-1に掲げる事業又は法72条の2①-2に掲げる事業と法72条の2①-3に掲げる事業とを併せて行う法人
- ・法72条の2①-1に掲げる事業、法72条の2①-2に掲げる事業及び法72条の2①-3に掲げる事業を併せて行う法人

法72条の2①-1に掲げる事業、法72条の2①-2に掲げる事業、法72条の2①-3に掲げる事業とは次のものをいいます。（以下同じ）
 a 法72条の2①-1に掲げる事業：以下のb、c以外の事業
 b 法72条の2①-2に掲げる事業：電気供給業（送配電事業）、特定のカス供給業、保険業及び貿易保険業
 c 法72条の2①-3に掲げる事業：電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等

(ア) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人

（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）【法72条の2①-3イに掲げる法人】

（法72条の25①、72条の26④、規4条の6の2、4条の7-3）

様式番号	様式名	主たる事務所 所在都道府県	その他の 都道府県	課税方式が異なる事業ご とに提出が必要なもの （該当は●表示）（注4）	
第6号様式	第6号様式(その2)(注1)	道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書	◎	◎	
	別表5(注2)	所得金額に関する計算書	◎	◎	●
	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	◎	◎	●
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	○	○	●
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	○	○	
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	○	○	
	別表5の3(注3)	報酬給与額に関する明細書	◎	×	●
	別表5の3の2(注3)	労働者派遣等に関する明細書	○	×	●
	別表5の4(注3)	純支払利子に関する明細書	◎	×	●
	別表5の5(注3)	純支払賃借料に関する明細書	◎	×	●
	別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の 付加価値額の控除に関する明細書	○	○	●
	別表6	収入金額に関する計算書	◎	◎	●
	別表14	基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する 計算書	○	○	
	第7号の3様式	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に 関する明細書	○	○	
第10号様式	課税標準の分割に関する明細書	○	○	●	
添付書類※		貸借対照表(円単位のもの)(注5)	◎	◎	
		損益計算書(円単位のもの)(注5)	◎	◎	

※小売電気事業等・発電事業等以外の事業を併せて行い区分計算により申告する場合は、区分計算書を添付してください。この他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

注1) 令和2年度税制改正により、申告書として「第6号様式(その2)」が新設されました。

小売電気事業等・発電事業等を行う法人(法72条の2①-3に掲げる事業を行う法人)は、第6号様式ではなく、「第6号様式(その2)」を使用することとされておりますので、ご注意ください。

注2) 「第6号様式(その2)」には、「所得金額の計算の内訳」欄がありません。

小売電気事業等・発電事業等を行う法人(法72条の2①-3に掲げる事業を行う法人)が、所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合は、「第6号様式別表5」を使用することとされておりますので、ご注意ください。

注3) 収入金額課税事業(法72条の2①-2に掲げる事業)を併せて行う法人にあつては、報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)、労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)、純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)、純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)には、収入金額課税事業分を含めないで記載してください。

注4) ●表示のある様式は、課税方式が異なる事業ごとに提出するため、事業区分について表示が必要です。

「法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業」等の欄について、事業の区分に応じ該当する号数を○で囲んで表示してください。

<●印のある様式の作成・提出について>

小売電気事業等・発電事業等とその他の事業を併せて行い区分計算により申告する場合は、以下のとおり様式を作成し、提出します。

ア 第10号様式以外：それぞれの事業ごとに作成し、提出します。

イ 第10号様式

a 法72条の2①-1に掲げる事業と法72条の2①-3に掲げる事業を併せて行う法人、法72条の2①-2に掲げる事業と法72条の2①-3に掲げる事業を併せて行う法人
→それぞれの事業ごとに作成し、提出します。(道府県民税(法人税割)については、いずれか一方の明細書に記載します。)

b 法72条の2①-1、法72条の2①-2及び法72条の2①-3に掲げる事業を併せて行う法人
→法72条の2①-1及び法72条の2①-2に掲げる事業に係るものと、法72条の2①-3に掲げる事業に係るものとに分けて作成し、提出します。(道府県民税(法人税割)については、いずれか一方の明細書に記載します。)

*上記イにおいて、法人事業税の課税標準の分割に用いる分割基準は、作成する様式ごとに判定したものをを用いるのではなく、法人全体で判定したものをを用いることとなります。(ただし、鉄道事業・軌道事業とその他の事業を併せて行う場合は所定の方法によります。)詳しくは18ページをご覧ください。

注5) 財務諸表の提出先一元化の適用があります。令和2年4月1日以後に終了する事業年度において、地方税法において貸借対照表及び損益計算書の添付義務がある法人が、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)で行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書をe-Taxで提供したときは、法人事業税の申告においてもこれらの書類を提出したものとみなされます。(法72条の25⑯⑱、72条の26⑩⑪)

(イ) 上記①以外の法人【法72条の2①-3ロに掲げる法人】

(法72条の25⑫、72条の26④、規4条の6の3、4条の7-4)

様式番号	様式名	主たる事務所 所在都道府県	その他の 都道府県	課税方式が異なる事業ご とに提出が必要なもの (該当は●表示)(注4)	
第6号様式	第6号様式(その2)(注1)	道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書	◎	◎	
	別表5(注2)	所得金額に関する計算書	◎	◎	●
	別表6	収入金額に関する計算書	◎	◎	●
	別表9	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書	○	○	●
	別表14	基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する 計算書	○	○	
第7号の3様式	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に 関する明細書	○	○		
第10号様式	課税標準の分割に関する明細書	○	○	●	
添付書類※		貸借対照表(円単位のもの)(注5)	◎	◎	
		損益計算書(円単位のもの)(注5)	◎	◎	

※小売電気事業等・発電事業等以外の事業を併せて行い区分計算により申告する場合は、区分計算書を添付してください。その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

▶ 上表の注1、2、4、5につきましては、21ページをご覧ください。

② 電気供給業のうち送配電事業(法72条の2①-2に掲げる事業)を行う法人(上記①の法人を除きます。)

(法72条の25⑩、72条の26④、規4条の6、4条の7-2)

様式番号	様式名	主たる事務所 所在都道府県	その他の 都道府県	
第6号様式	第6号様式	道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書	◎	◎
	別表6	収入金額に関する計算書	◎	◎
	別表14	基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する 計算書	○	○
第7号の3様式	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に 関する明細書	○	○	
第10号様式	課税標準の分割に関する明細書	○	○	
添付書類※		貸借対照表(円単位のもの)(注5)	◎	◎
		損益計算書(円単位のもの)(注5)	◎	◎

※送配電事業以外の事業を併せて行い区分計算により申告する場合は、区分計算書を添付してください。

その他の事業について外形標準課税の対象となる場合は、外形標準課税に係る別表が必要です。

この他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

▶ 上表の注5につきましては、21ページをご覧ください。

＜清算中の申告について＞（法 72 条の 21①、72 条の 29、72 条の 30、通（県）6 の 15）

※連結子法人が事業年度の中途において解散した場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。）については、法 72 条の 30 をご確認ください。

① 清算中の事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除きます。）

該当の課税方式に応じて、付加価値割、所得割又は収入割を申告納付することが必要です。

清算中の法人は、法 72 条の 21①の規定により資本金等の額はなしとみなされていることから、資本割を申告納付することは要しないものとされています。

② 残余財産の確定の日の属する事業年度

所得割のみを申告納付することとされています。

(2) 予定申告（令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分）

法 72 条の 2①-2 に掲げる事業を行う法人又は法 72 条の 2①-3 イ若しくはロに掲げる法人で事業年度が 6 月を超える法人は、法人事業税（特別法人事業税）については中間申告納付をすることとされています。（法 72 条の 26⑧）

ただし、清算中の法人、法 72 条の 5①各号に掲げる法人（収益事業以外は非課税である法人）、人格のない社団等、法 72 条の 24 の 7⑥各号に掲げる法人（特別法人）、外国法人で申告納付の期限内に納税管理人を定めずこの法律の施行地に事務所等を有しないこととなるに至ったもの（当該事務所等を有しないこととなる日前に既に法 72 条の 26①の規定により申告書を提出したもの又は法 72 条の 9②の認定を受けたものを除く。）は除きます。（法 72 条の 26⑫、通（県）6 の 8）

① 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等（法 72 条の 2①-3 に掲げる事業）を行う法人（以下の法人を含みます。）

- ・法 72 条の 2①-1 に掲げる事業又は法 72 条の 2①-2 に掲げる事業と法 72 条の 2①-3 に掲げる事業とを併せて行う法人
 - ・法 72 条の 2①-1 に掲げる事業、法 72 条の 2①-2 に掲げる事業及び法 72 条の 2①-3 に掲げる事業を併せて行う法人
- （法 72 条の 26④、規 5）

様式番号	様式名	主たる事務所 所在都道府県	その他の 都道府県
第 6 号の 3 様式（その 2）（注）	道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書	◎	◎

注）令和 2 年度税制改正により、「第 6 号の 3 様式（その 2）」が新設されました。

小売電気事業等・発電事業等を行う法人（法 72 条の 2①-3 に掲げる事業を行う法人）の予定申告は、第 6 号の 3 様式ではなく、「第 6 号の 3 様式（その 2）」を使用することとされていますので、ご注意ください。

② 電気供給業のうち送配電事業（法 72 条の 2①-2 に掲げる事業）を行う法人（上記①の法人を除きます。）

（法 72 条の 26④、規 5）

様式番号	様式名	主たる事務所 所在都道府県	その他の 都道府県
第 6 号の 3 様式	道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書	◎	◎

8 電気供給業に係る法人事業税の申告に関する Q&A

法人事業税における電気供給業の範囲等 (Q1～Q8)

電気供給業に係る課税標準額の算定(収入すべき金額/控除される金額) (Q9～Q20)

電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合 (Q21)

繰越欠損金 (Q22～Q23)

<法人事業税における電気供給業の範囲等>

Q1 電気供給業の範囲(子会社等への電気供給)

自社の工場で発電した電気の一部分を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A1 他の者への電気の供給であり、電気供給業に該当します。

法人事業税における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q2 電気供給業の範囲(電気供給を行っている法人の株式の配当を受け取る事業)

電気供給を行っている法人の株式の配当を受け取る事業は、法人事業税における電気供給業に該当しますか？

A2 電気供給を行っている法人の株式の配当を受け取る事業は、法人事業税において、電気供給業ではなく、所得等課税事業となります。なお、電気供給業を主たる事業とする法人において、営業外損益や特別損益とされる場合であっても、軽微とは言い難い場合には独立した事業として取り扱います。

電気供給を行っている匿名組合からの分配損益を、匿名組合の出資者である法人が受領する事業についても電気供給業ではなく、所得等課税事業となります。

Q3 電気供給業の範囲(電気供給に係る設備等を販売する事業)

電気供給に係る設備等を販売する事業は、法人事業税における電気供給業に該当しますか？

A3 電気供給に係る設備等を販売する事業は、電気供給業ではなく、所得等課税事業となります。

ただし、継続して電気供給業として収入金額等課税の申告を行っており、電気供給業の用に供していた設備等を譲渡する場合は、電気供給業にかかる固定資産の譲渡として取り扱います。

Q4 電気供給業の範囲(電気の小売供給契約の取次ぎを行う事業)

電気の小売供給契約の締結の取次ぎを行う事業は、法人事業税における電気供給業に該当しますか？

A4 電気の小売供給契約の取次ぎを行う事業は、電気供給業ではなく、所得等課税事業となります。

電気の小売供給契約に係る媒介及び代理についても、電気供給業ではなく所得等課税事業となります。

Q5 電気供給業の範囲（準備期間）

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A5 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。所得等課税事業として、所得割（資本金の額が1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により、申告してください。

Q6 電気供給業の範囲（解散後）

電気供給を行っている法人が解散した場合、法人事業税において電気供給業に該当しなくなりますか？

A6 法人が解散し清算活動を行う場合、解散前に継続して電気供給業として収入金額課税事業又は収入金額等課税事業として申告していたときは、その清算活動についても電気供給業として取り扱います。その場合、継続して電気供給業の用に供していた固定資産の売却について、電気供給業にかかるものとして取り扱います。

Q7 申告義務（無人の設備のみが設置されている場合）

主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A7 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。

Q8 異動届

新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか？

A8 事業の変更は届出事項ですので、その旨の異動届出書を提出してください。

<電気供給業に係る課税標準額の算定>

【収入すべき金額】

Q9 収入すべき金額（日本卸電力取引所での取引（売り手））

日本卸電力取引所を通して電気を売却しています。取引所からは、売買代金から売買手数料を差し引いた差額が支払われていますが、課税標準額の算定にあたっては、手数料を差し引いた後の金額を「収入すべき金額」とすればよいですか？

A9 売買代金から取引所に支払う売買手数料（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第24条）が差し引かれている場合には、当該手数料を差し引く前の金額を「収入すべき金額」としてください。な

お、当該売買手数料は「控除される金額」には該当しません。

Q10 収入すべき金額（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

固定価格買取制度において、費用負担調整機関より交付金を受け取っています。この受け取った交付金は収入割の課税標準となる収入金額に含めますか？

A10 費用負担調整機関より受け取った交付金は、収入金額に含めます。

Q11 収入すべき金額（電力需給計画等の業務委託料）

電気供給業を行っており、他の法人の電力需給計画の作成等を受託しています。受領した業務委託料金は収入割の課税標準となる収入金額に含めますか？

A11 含めません。計画作成等に係る業務委託は法人事業税において電気供給業にあらず、所得等課税事業となります。電気供給業と所得等課税事業を行っていますので、二以上の事業を併せて行う場合に該当し、原則として各事業ごとに区分して計算する必要があります。

Q12 収入すべき金額（匿名組合分配益）

出資者と匿名組合契約を結ぶ法人で電気供給業を行っています。今期に匿名組合分配益が発生しましたが、収入割の課税標準となる収入金額に含めますか？

A12 含めません。また、匿名組合分配損が発生した場合、その匿名組合分配損は収入割の課税標準となる収入金額からは控除できません。

Q13 収入すべき金額（資産の評価益）

電気供給業のみを行う法人ですが、期末に保有資産の時価評価を行い、資産の評価益が発生しました。この評価益は収入割の課税標準となる収入金額に含めますか？

A13 資産評価益は収入金額に含めません。

Q14 収入すべき金額（消費税の免税事業者）

消費税の免税事業者ですが、売電の対価とともに収入した消費税相当額は、収入割の課税標準となる収入金額に含めますか？

A14 含めます。消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。

Q15 収入すべき金額（消費税の還付金、還付加算金）

消費税の還付を受け、その還付金を雑収入に計上しています。この消費税の還付金は収入割の課税標準となる収入金額に含めますか？

A15 消費税の還付金は、費用（消費税）が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。

なお、還付金に加算される還付加算金については、収入すべき金額に計上したうえで、控除される金額としてください。

Q16 収入すべき金額（消費税に係る益税）

消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額（益税）を雑収入に計上しました。この収入は収入割の課税標準となる収入金額に含めますか？

A16 消費税に係る益税については、収入すべき金額に含まれます。また、控除される金額には該当しませんので、収入すべき金額から控除できません。

【控除される金額】

Q17 控除される金額（他の法人から購入した電気の対価）

他の法人（仕入先）から電気を購入し、その電気を顧客に販売していますが、その仕入先について、法人事業税で収入割を申告しているかどうか把握できません。この場合において、その仕入先から購入した電気の対価に相当する収入金額は控除される金額に該当しますか？

A17 平成31年3月31日以後終了する事業年度について、仕入先の法人に係る課税方式の把握が困難な場合には、その仕入先から購入した電気の対価に相当する収入金額については、控除される金額と取扱って差し支えありません。

ただし、収入割を課されないもの（地方団体、個人供給業者など）から供給を受けたものについては控除対象となりません。

Q18 控除される金額（日本卸電力取引所での取引（買い手））

電気供給業を行う法人ですが、電気を供給するにあたり一部分を日本卸電力取引所を通じて購入しています。取引の際に購入代金以外の売買手数料が生じていますが、課税標準額の算定にあたっては、どのように扱えばよいですか？

A18 購入代金とあわせて取引所に支払う売買手数料（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第24条）は「控除される金額」には該当しません。

Q19 控除される金額（電力需給計画等の業務委託料）

電気供給業を行っていますが、他の法人に電力需給計画の作成等の業務を委託しています。支払った業務委託料金は控除される金額に該当しますか？

A19 該当しません。当該業務委託料は、地方税法施行令第22条第6号に規定する電気の料金として支払うべき金額には該当せず、また、他の限定列挙された控除される金額にも該当しません。

Q20 控除される金額（トーリング契約）

当社は、以下の取引により、電力の引き渡しを受けて、顧客に販売しています。当該取引における加工委託料は控除される金額に該当しますか？

- ①当社は、他の法人に、燃料を持ち込み、発電業務を委託する。
- ②受託者である当該他の法人は、燃料を電力に変換し、持ち込んだ燃料相当分の電力を当社に引き渡す。受託者である他の法人に加工委託料を支払う。

A20 該当しません。当該加工委託料は、受託者である他の法人が電力に受託加工することの対価であり、地方税法施行令第22条第6号に規定する電気の料金として支払うべき金額には該当せず、また、他の限定列挙された控除される金額にも該当しません。

<電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合>

Q21 区分計算の継続

電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う法人が、原則の計算方法である各事業部門ごとに区分計算して申告している場合、翌年度以降に従たる事業を主たる事業に比して軽微であるとして、主たる事業に含めて申告することができますか？

A21 原則の計算方法である各事業部門ごとに区分計算して課税標準額を算出し申告している場合、継続の事業年度においても区分計算による課税標準の算出による申告を継続する必要があります。ただし、事業の縮小や組織再編成等により事業状況に大きな変化があった場合など、特別な事由がある場合にはこの限りではありません。

<繰越欠損金>

Q22 所得等課税事業に係る繰越欠損金の控除

所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、所得等課税事業の所得割に係る繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A22 そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金額（又は個別欠損金額）のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

令和2年4月1日以後開始事業年度において、小売電気事業等・発電事業等を行い期末の資本金の額が1億円以下の場合は、収入割と所得割の合算により課税になりますが、小売電気事業等・発

電事業等に係る所得金額から、所得等課税事業に係る繰越欠損金を控除することはできません。それぞれの事業毎に控除することに留意してください。

詳しくは12～16ページをご覧ください。

Q23 小売電気事業等・発電事業等の所得割に係る繰越欠損金

令和2年4月1日以後開始事業年度において、小売電気事業等・発電事業等を行い期末の資本金の額が1億円以下の場合における所得割について、欠損金額が生じた場合、繰越控除できますか？

A23 小売電気事業等・発電事業等に係る所得割において欠損金額が発生した場合、翌事業年度以後の小売電気事業等・発電事業等に係る所得金額から控除することができます。

資本金の額が1億円超になった場合には、所得割がありませんので控除することができません。

ただし、資本金の額が1億円以下になった場合は所得割の対象となり、繰越期間に応じて控除することができます。

詳しくは12～16ページをご覧ください。

《参考条文 目次》

地方税法30
 地方税法等の一部を改正する法律41
 地方税法施行令41
 地方税法施行規則44
 東京都都税条例47
 告示47
 地方税法の施行に関する取扱いについて48
 電気事業法54
 電気事業法施行令55
 電気事業法施行規則55
 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び
 化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律56
 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び
 化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令、
 施行規則56
 非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の
 基準57

地方税法

(事業税の納税義務者等)

法第72条の2 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

- 一 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業
 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ ロに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
 - ロ 第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定

第72条の4第1項各号に掲げる法人：事業税の非課税法人
 第72条の5第1項各号に掲げる法人：収益事業以外は非課税である法人
 第72条の24の7第6項各号に掲げる法人：特別法人

するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第72条の48第3項第3号を除き、以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額
- ロ 第1号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるか

どうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定は、各事業年度終了の日(第72条の26第1項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、第72条の29第1項又は第3項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日)の現況によるものとする。

3~11 …略…

(法人の事業税の課税標準)

法第72条の12 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額

(資本割の課税標準の算定の方法)

法第72条の21 第72条の12第2号の各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)の第1号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第2号及び第3号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第1号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第3号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする。ただし、清算中の法人については、第4項に規定する場合を除き、当該額は、ないものとみなす。

一~三 …略…

2~10 …略…

(収入割の課税標準の算定の方法)

法第72条の24の2 第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、電気供給業及びガス供給業にあつては、当該各事業年度においてその事業に

ついて収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額その他政令で定める収入金額を控除した金額による。

2~5 …略…

令22条

(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)

法第72条の25 事業を行う法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条及び第72条の28において同じ。)は、次条の規定に該当する場合を除くほか、各事業年度に係る所得割等(第72条の2第1項第1号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。以下この節において同じ。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この節において同じ。)を各事業年度終了の日から2月以内(外国法人が第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めないうこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第2項の認定を受けた場合を除く。))には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで、第72条の28第1項において同じ。)に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2~7 …略…

8 第72条の2第1項第1号イに掲げる法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又

は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの。第10項から第12項までにおいて同じ。)その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

規則4条の5

9 . . . 略 . . .

10 第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額及び収入割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

規則4条の6

11 第72条の2第1項第3号イに掲げる法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額、収入割額、付加価値割額及び資本割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

規則4条の6の2

12 第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算

書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

規則4条の6の3

13~16 . . . 略 . . .

17 第1項の法人(第8項又は第10項から第12項までの規定の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)が、法人税法第75条の3第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第75条の3第1項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第8項又は第10項から第12項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第8項又は第10項から第12項までの規定により第1項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第8項又は第10項から第12項までに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

規則4条の6の4

18 第1項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人)が、法人税法第81条の24の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第81条の24の2第1項の申告を行った場合において、当該申告と併せて当該法人の第8項又は第10項から第12項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第8項又は第10項から第12項までの規定により第1項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第8項又は第10項から第12項ま

規則4条の6の4

でに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

19 . . . 略 . . .

(事業年度等の期間が6月を超える法人の中間申告納付)

法第72条の26 事業を行う法人は、事業年度(新たに設立された内国法人のうち適格合併(被合併法人の全てが収益事業を行っていない第72条の5第1項各号に掲げる法人であるものを除く。次項及び第3項において同じ。))により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度、同条第1項各号に掲げる法人(収益事業を行っていないものに限る。))が同項各号に掲げる法人以外の法人に該当することとなつた場合のその該当することとなつた日の属する事業年度又は恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合のその有することとなつた日の属する事業年度を除く。)が6月を超える場合には、当該事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の6倍の額に相当する額の事業税(以下この条において「予定申告に係る事業税額」という。)を当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。ただし、当該法人(連結法人のうち所得割を申告納付すべきものを除く。)は、当該事業年度開始の日から6月の期間を一事業年度とみなして第72条の12、第72条の14から第72条の24の3まで、第72条の24の5又は第72条の24の6の規定により当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、

当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができる。

2~3 . . . 略 . . .

4 第1項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項ただし書の規定により申告納付する法人のうち、第72条の2第1項第1号イに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの。以下この項において同じ。)その他の書類のうち総務省令で定めるものを、第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る所得に関する計算書を、同項第2号に掲げる事業を行う法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同項第3号イに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の

書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総務省令で定める。

総務省令→規則4条の7

5～7 …略…

8 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（同法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が10万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人は、第1項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、第72条の2第1項第1号イに掲げる法人、同項第2号に掲げる事業を行う法人又は同項第3号イ若しくはロに掲げる法人については、この限りでない。

9 …略…

10 第1項に規定する法人(第72条の2第1項第1号イに掲げる法人、同項第2号に掲げる事業を行う法人並びに同項第3号イ及びロに掲げる法人に限る。次項において同じ。)が、法人税法第75条の3第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第75条の3第1項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第4項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第4項の規定により第1項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第4項に規定す

規則4条の7の2

る総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

11 第1項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人)が、法人税法第81条の24の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第81条の24の2第1項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第4項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第4項の規定により第1項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第4項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

規則4条の7の2

12 前各項の規定は、第72条の5第1項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び第72条の24の7第6項各号に掲げる法人並びに外国法人で第1項に規定する申告納付の期限内に、第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めなくてこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるに至つたもの(当該事務所又は事業所を有しないこととなる日前に既に第1項の規定により申告書を提出したもの又は同条第2項の認定を受けたものを除く。)については、適用しない。

13 …略…

(中間申告を要する法人の確定申告納付)

法第72条の28 事業を行う法人は、第72条の26の規定に該当する場合には、当該事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度に係る所得割等又は収入割等を事

務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が当該申告書に記載した事業税額から同条の規定による申告書に記載した事業税額又は同条第5項の規定により申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。・・・略・・・

2 第72条の25第2項から第13項まで及び第16項から第19項までの規定は、前項の規定により法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3～4 ・・・略・・・

(清算中の法人の各事業年度の申告納付)

法第72条の29 清算中の法人は、その清算中に事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)が終了した場合には、当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第72条の12、第72条の14から第72条の20まで、第72条の23から第72条の24の3まで、第72条の24の5、第72条の24の6又は第72条の24の7第1項から第4項までの規定により当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から2月以内に当該事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 ・・・略・・・

3 清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第72条の12、第72条の23、第72条の24、第72条の24の6

又は第72条の24の7第1項から第4項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

4～5 ・・・略・・・

(連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合等の申告の特例)

法第72条の30 連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合(破産手続開始の決定を受けた場合を除く。)の当該事業年度における前条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「、当該事業年度の」とあるのは「、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第72条の20まで」とあるのは「第72条の22まで」と、「により当該事業年度の付加価値額」とあるのは「により当該事業年度の付加価値額、資本金等の額」と、「付加価値割」とあるのは「付加価値割、資本割」と、同条第2項中「準用する。この場合において、同条第8項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額、資本割額」とあるのは「付加価値割額」と、同条第11項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値割額」と、「付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と、同条第3項中「、当該事業年度の」とあるのは「、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第72条の12」とあるのは「第72条の12、第72条の14から第72条の22まで」と、「第72条の24、」とあるのは「第72条の24から第72条の24の3まで、第72条の24の5、」

と、「当該事業年度の所得及びこれ」とあるのは「当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額及びこれら」と、「当該事業年度に係る所得割」とあるのは「当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」と、同条第4項中「準用する。この場合において、同条第8項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第12項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

2 ・ ・ 略 ・ ・

(分割法人の申告納付等)

法第72条の48 2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(以下この条において「分割法人」という。)は、**・ ・ 略 ・ ・** 事業税を申告納付し、又は**・ ・ 略 ・ ・** 修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額(・ ・ 略 ・ ・)を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 ・ ・ 略 ・ ・

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所(以下この項から第5項までにおいて

「事業所等」という。)の従業者の数に按分すること。

二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ 小売電気事業等

課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

ロ 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業(第9項第1号及び第2号において「一般送配電事業」という。)、同条第1項第10号に規定する送電事業(第9項第1号及び第2号において「送電事業」という。)(これに準ずるものとして**総務省令**で定めるものを含む。)及び同条第1項第12号に規定する特定送配電事業

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)(2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。(2)において同じ。)と電氣的に接続している電線路(**総務省令**で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第3号において同じ。)の電力の容量(キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。)に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2)事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 発電事業等

規則6条の2

規則6条の2

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)(2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2)事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

三 ガス供給業及び倉庫業 ・ ・ 略 ・ ・

四 鉄道事業及び軌道事業 ・ ・ 略 ・ ・

五 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準(以下この款において「分割基準」という。)の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値

二 事業所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値)

三 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

5~7 ・ ・ 略 ・ ・

8 分割法人が2以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合における当該分割法人の事業に

係る課税標準額の総額の分割については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が2以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業及び送電事業以外の事業とを併せて行う場合 第3項第2号ロに定める分割基準

二 発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。)と一般送配電事業、送電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 第3項第2号ハに定める分割基準

三 前2号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前2項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

11~12 ・ ・ 略 ・ ・

(事業税の課税標準の特例)

法附則第9条

1~7 ・ ・ 略 ・ ・

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第17条第1項に規定する託送供給を

受けて電気の供給を行う場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、平成12年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

令附則6条の2(16項、19項から22項において同じ)

9~12 . . . 略 . . .

13 第72条の2第1項第1号イ及び第3号イに掲げる法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人(次項において「連結申告法人」という。)を除く。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。)分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第5号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。))には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の第72条の14に規定する収益配分額から第72条の20第2項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合(次項において「雇用安定控除調整率」という。)を乗じて計算した金額を控除する。

- 一 当該法人の租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第7号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。
- 二 当該法人の租税特別措置法第42条の12の5第3項第8号に規定する国内設備投資額が当該法

人の同項第9号に規定する当期償却費総額の百分の九十五に相当する金額以上であること。

14 第72条の2第1項第1号イ及び第3号イに掲げる法人(連結申告法人に限る。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第68条の15の6第3項第3号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第4号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。))には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

- 一 当該法人の継続雇用者給与等支給額(租税特別措置法第68条の15の6第3項第5号に規定する継続雇用者給与等支給額をいう。以下この号において同じ。)から当該法人の継続雇用者比較給与等支給額(同項第6号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。)がある各連結法人(同条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。次号において同じ。)の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該法人及び当該各連結法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。
- 二 当該法人の国内設備投資額(租税特別措置法第68条の15の6第3項第7号に規定する国内設備投資額をいう。以下この号において同じ。)が当該法人の当期償却費総額(同項第8号に規定する当期償却費総額をいう。以下この号において同じ。)の百分の九十五に相当する金額以上である

こと又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人の国内設備投資額の合計額が当該法人及び当該各連結法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十五に相当する金額以上であること。

15 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下この項において「労働者派遣法」という。)第26条第1項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣(労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)又は船員派遣(船員職業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいう。)をした法人に対する前2項の規定の適用については、第13項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第72条の15第1項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣(第15項に規定する労働者派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は船員派遣(第15項に規定する船員派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。)の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。次項において同じ。)又は当該船員派遣に係る派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいう。次項において同じ。)に係る第72条の15第1項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」と、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第72条の15第1項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派

遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」とする。

16 事業税を課されない事業又は第72条の2第1項第2号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人に対する第13項及び第14項の規定の適用については、これらの規定中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは、「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、当該雇用者給与等支給額のうち第16項に規定するこれらの事業以外の事業に係る額(以下この項において「特定雇用者給与等支給額」という。)(特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、**政令**で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。)を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した」とする。

17 第13項及び第14項(これらの規定を前2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第72条の25第8項、第72条の26第1項ただし書又は第72条の28第1項の規定による申告書(第13項又は第14項の規定により控除を受ける金額を増加させる第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書又は第20条の9の3第3項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に、第13項及び第14項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額(以下この項において「控除対象額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合

において、これらの規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる控除対象額は、当該書類に記載された控除対象額を限度とする。

18 . . . 略 . . .

19 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項に規定する廃炉等実施認定事業者が電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者又は同項第9号に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から^{政令}で定める金額を控除した金額による。

20 電気供給業を行う法人が、電気事業法第97条第1項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から^{政令}で定める金額を控除した金額による。

21 特定吸収分割会社（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条による改正前の電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第4号に規定する卸電気事業者であつた者であつて、平成27年6月24日から令和2年4月1日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第757条の規定により吸収分割をする同法第758条第1号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第757条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一

部を承継する会社であつて、電気事業法第2条第2号に規定する小売電気事業、同項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第14号に規定する発電事業のいずれかを営む会社法第757条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社とその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を2以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして^{総務省令}で定めるものを行う場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から^{政令}で定める金額を控除した金額による。

^{総務省令}→規則附則2条の8

22 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律第2条第2項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として^{総務省令}で定める金額及び電気事業法第106条第1項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として^{総務省令}で定める金額を同法第2条第1項第15号に規定する発電事業者で^{総務省令}で定めるものに交付する場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から^{政令}で定める金額を控除した金額による。

^{総務省令}→規則附則2条の9

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)

(事業税に関する経過措置)

附則第6条

2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等(以下この項において「小売電気事業等」という。)又は同号に規定する発電事業等(以下この項において「発電事業等」という。)を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額(法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。)の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

地方税法施行令

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

令第20条の2の20

1～2 …略…

3 第1項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内

国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数(外国の事務所又は事業所を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。))によるものとする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第3項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間を1事業年度とみなす。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

令第20条の2の26 法第72条の2第1項第1号(その他の事業)又は第3号に掲げる事業(小売電気事業等、発電事業等)と同項第2号に掲げる事業(電気(小売発電除く)、ガス、保険)とを併せて行う内国法人に係る法第72条の21第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所…略…の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち第72条の2第1項第1号(その他の事業)又は第3号に掲げる事業(小売電気事業等、発電事業等)に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する

事務所又は事業所・・略・・の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 第20条の2の20第3項から第5項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第72条の21第1項又は第2項の規定の適用がある場合における同条第1項又は第2項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3 事業税を課されない事業とその他の事業(法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。)とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額(法第72条の21第6項又は第72条の22第1項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。)に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4 ・・略・・

5 第3項の内国法人又は前項の外国法人に係る法第72条の21第7項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第20条の2の26第3項又は第4項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

6 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。)と同条第1項第3号に掲げる事業とを併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額(法第72条の21第6項又は第72条の22第1項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第72条の21第7項の規定又は第3項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。)を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従

業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額(法第72条の22第2項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第72条の21第7項の規定又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。)を当該外国法人の恒久的施設の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

8 第20条の2の20第3項から第5項までの規定は、第3項、第4項又は前2項の規定の適用がある場合における第3項及び第6項の事務所又は事業所並びに第4項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

(法第72条の24の2第1項の収入金額の範囲)

令第22条 法第72条の24の2第1項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

- 一 保険金
- 二 有価証券の売却による収入金額
- 三 不用品の売却による収入金額
- 四 受取利息及び受取配当金
- 五 電気供給業又はガス供給業(法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下この条において同じ。)を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額
- 六 電気供給業又はガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業又はガス供給業を行う法人から電気又はガスの供給を受けて供給を行う場合における当該供給を受けた電気又はガスに係る収入金額のうち当該他の法人から供給を受けた電気又はガスの

料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

七 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源(非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。))を利用する電源をいう。以下この号において同じ。)としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合(電気事業法第97条第1項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。)であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合総務省令で定める場合に限る。)における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

総務省令→規則4条の2の2

八 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金九～十 …略…

十一 前各号に掲げる収入金額に類するものとして総務大臣が指定したもの ⇒46 ページ

(法人の事業税の課税標準の特例)

令附則6条の2

1 …略…

2 法附則第9条第8項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第17条第1項に規定する託送供給に係る料金として法附則第9条第8項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

3 …略…

4 法附則第9条第16項の規定により読み替えて適用される同条第13項及び第14項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの

規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所(法第72条第5号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち事業税を課されない事業及び法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 第20条の2の20第3項から第5項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

6 法附則第9条第19項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

7 法附則第9条第20項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

8 法附則第9条第21項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社(同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)又は特定吸収分割承継会社(同条第21項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。)が同条第21項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業

に関して有する権利義務の全部又は一部を2以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち同項に規定する総務省令で定めるもの(以下この項において「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。総務省令→規則附則2条の8

- 9 法附則第9条第22項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額とする。

地方税法施行規則

(法第72条第2項第3号の事業)

規則第3条の14 法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(次項において「小売電気事業」という。)、同条第1項第8号に規定する一般送配電事業(次項及び第6条の2第1項において「一般送配電事業」という。)、同法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業(次項において「特定送配電事業」という。)、同条第1項第14号に規定する発電事業(次項において「発電事業」という。))及び次項に規定する事業に該当する部分を除く。)とする。

- 2 法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。第6条の2第1項において同じ。)を用いて他の者の需要に応じ供給する電気を発

電する事業(発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。))を含む。)とする。

(政令第22条第7号の総務省令で定めるもの等)

規則第4条の2の2 政令第22条第7号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第3条第1項第2号に規定する非化石証書(非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準(平成28年経済産業省告示第112号)1三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。)とする。

- 2 政令第22条第7号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

(法第72条の25第8項の申告書に添付する書類)

規則第4条の5 法第72条の25第8項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第4条の7までにおいて同じ。))の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)とする。

- 一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。)

二 法第 72 条第 5 号ただし書に規定する外国法人（第 4 条の 6 の 2 及び第 4 条の 7 において同じ。）の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（法第 72 条の 25 第 10 項の申告書に添付する書類）

規則第 4 条の 6 法第 72 条の 25 第 10 項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）とする。

（法第 72 条の 25 第 11 項の申告書に添付する書類）

規則第 4 条の 6 の 2 法第 72 条の 25 第 11 項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）とする。

- 一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。）
- 二 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（法第 72 条の 25 第 12 項の申告書に添付する書類）

規則第 4 条の 6 の 3 法第 72 条の 25 第 12 項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記

録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）とする。

（法第 72 条の 25 第 17 項及び第 18 項の方法）

規則第 4 条の 6 の 4 法第 72 条の 25 第 17 項及び第 18 項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第 36 条の 3 の 2 第 3 項各号に掲げる方法とする。

（法第 72 条の 26 第 4 項の申告書に添付する書類）

規則第 4 条の 7 法第 72 条の 26 第 4 項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 ・ ・ 略 ・ ・

二 法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う法人 当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）

三 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。）

イ 当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

四 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。)

(法第72条の26第10項及び第11項の方法)

規則第4条の7の2 法第72条の26第10項及び第11項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第36条の3の2第3項各号に掲げる方法とする。

(法第72条の48第3項第2号ロの事業等)

規則第6条の2 法第72条の48第3項第2号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者と同項第4号に規定する振替供給を行う事業(一般送配電事業及び同項第10号に規定する送電事業に該当する部分を除く。)とする。

2 法第72条の48第3項第2号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧66キロボルト以上の電線路であることとする。

(課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

規則第6条の2の2 法第72条の48第3項及び法第72条の54第2項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有す

る給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

2 法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第3項第1号に規定する事業所等(第5項及び第6項において「事業所等」という。)とする。・・・略・・・

3 ・・・略・・・

4 法第72条の48第4項第3号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。)の価額とする。

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表(下の表)の上欄(左欄)に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄(右欄)に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

(1) 発電設備	発電所の認可出力
(2) 送電設備	支持物基数
(3) 配電設備	支持物基数
(4) 変電設備	変電所の設備容量
(5) 業務設備	従業者数

6 前項の承認を受けようとする法人は、法第72条の25第1項、第72条の26第1項、第72条の28第1項及び第72条の29第1項の申告納

付の期限前5日までに、事業所等ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

(法附則第9条第21項の取引)

規則附則第2条の8 法附則第9条第21項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則附則第4項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第3項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第9条第22項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

規則附則第2条の9 法附則第9条第22項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金(電気事業法施行規則第45条の21の4第1項第3号に規定する賠償負担金相当金をいう。)の額とする。

2 法附則第9条第22項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金(電気事業法施行規則第45条の21の7第1項第3号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。)の額とする。

3 法附則第9条第22項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第45条の21の3第1項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

東京都都税条例

(法人の課税標準の区分經理の義務)

条例第31条

1~2 …略…

3 次の各号に掲げる事業のいずれか2以上を併せて行う法人は、それぞれの事業に関する經理を区分して行わなければならない。

- 一 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業
- 二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業
- 三 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等

告示

地方税法施行令第22条第10号に規定する収入金額

(昭和30年8月1日自治庁告示第29号)

地方税法施行令第22条第7号(現行第10号)の規定により、同条同号に規定する収入金額を次のように指定し、昭和30年7月1日の属する事業年度分の事業税から適用する。

- 1 損害賠償金
- 2 投資信託に係る収益分配金
- 3 株式手数料
- 4 社宅貸付料

(昭和34年11月7日自治庁告示第46号)

地方税法施行令第22条第7号(現行第10号)の規定により、同条同号に規定する収入金額を次のように指定する。

電気供給業を行う法人が、高圧配電電圧を6000ボルトに昇圧することに伴い需用者の受電設備を新しく取り替える場合等において、当該需用者から収納する金額で次に掲げるもの

- 1 需用者の受電設備を新しく取り替える場合において、当該需用者から収納する旧受電設備の減価償却額に相当する金額
- 2 需用者が旧受電設備を引き渡しがたい場合において、当該需用者から旧受電設備の引渡しにかえて収納する旧受電設備の価額に相当する金額

3 需用者の希望により技術的に改造の可能な旧受電設備の付帯設備を新たな設備に取り替える場合において、当該需用者から収納する新付帯設備の取替えに要する工事費と旧付帯設備の改造に要する工事費との差額に相当する金額

(昭和42年3月17日自治省告示第55号)

地方税法施行令第22条第7号（現行第10号）の規定により、同条同号に規定する収入金額を次のように指定し、昭和42年3月31日の属する事業年度分の事業税から適用する。

原子力発電による電気供給業を行う法人が、原子力発電所の共同的研究に要する施設等の費用の分担金として、他の電気供給業を行なう法人から収納する金額

(平成23年8月10日総務省告示第379号)

地方税法施行令第22条第9号（現行第10号）の規定により、同号に規定する収入金額を次のように指定し、公布の日の属する事業年度分の事業税から適用する。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第38条第1項に規定する原子力事業者（同項第1号に掲げるものに限る。）が原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する同法第47条第1項第1号に規定する特別資金援助に係る資金交付の額

地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)

第3章 事業税

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

2 報酬給与額の算定

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、

当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額及び当期償却費総額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）^{（1）}、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。）又は同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項及び第14項（これらの規定を第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9⑬～⑯、令附則6の2④・⑤）

(1) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額（当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に、法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（外国法人にあつては、恒久的施設）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。（3）において同じ。）のうちそれぞれの事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額）で按分したものに、

それぞれの事業に係る雇用安定控除率を乗じて計算した金額

- (2) 非課税事業等と所得等課税事業又は収入金額等課税事業とを併せて行う法人 法附則第9条第16項の規定により読み替えて適用される同条第13項又は第14項により計算した金額(特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、令附則第6条の2第4項で定めるところにより計算した金額)
- (3) 非課税事業等、所得等課税事業及び収入金額等課税事業を併せて行う法人 (2)と同様に計算した金額。この場合において、特定雇用者給与等支給額については、所得等課税事業と収入金額等課税事業のそれぞれの事業ごとに計算するものであり、その計算が困難であるときは、令附則第6条の2第4項で定めるところにより計算するものであるが、同項の非課税事業等以外の事業に係る者の数は、所得等課税事業と収入金額等課税事業のそれぞれの事業ごとの従業員数を用いるものであること。
- なお、従業員数については、4の6の10の取扱いに準ずるものであること。

6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業員数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の26)

- (1) 従業員とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものである

こと。

- (2) 4の6の10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業員として取り扱うものとする。
- ア 派遣労働者等(イに掲げる者を除く。)派遣先法人
 - イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者等 派遣先法人及び派遣元法人
 - ウ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業員(エに掲げる者を除く。)当該法人
 - エ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業員で、当該他の法人の業務にも従事するもの 当該法人及び当該他の法人
 - オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人 当該注文者である法人
- (3) 4の6の10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業員として取り扱わないものとする。
- ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業員(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業員)
 - イ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者
- (4) 従業員数は、事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日)現在におけるそれぞれの事業の従業員数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。
- ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。)の従

業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下（4）において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、所得等課税事業等に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業等を行う法人が事業年度
の途中において非課税事業等を開始した場
合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中
途において所得等課税事業等を開始した場
合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業等とを併
せて行う法人が事業年度の途中において非
課税事業等又は所得等課税事業等を廃止し
た場合

また、次に掲げる場合には、それぞれの事
業について、当該事業年度に属する各月の末日
現在における当該事業の従業者数を合計した
数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当
該得た数と当該事業年度に属する各月の末日
現在における他方の事業の従業者数を合計し
た数を当該事業年度の月数で除して得た数と
を合計した数で除して得た値で按分し、それぞ
れの事業に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の
途中において収入金額等課税事業を開始し
た場合

イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年
度の途中において所得等課税事業を開始し
た場合

ウ 所得等課税事業と収入金額等課税事業と
を併せて行う法人が事業年度の途中におい
て所得等課税事業又は収入金額等課税事業
を廃止した場合

(5) (4)の月数は、暦に従って計算し、1月に満
たない端数を生じたときは、これを1月とする
こと。

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業
者の数については、所得等課税事業等の付加価
値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認め
られる基準により按分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者
数についてその数に1人に満たない端数を生
じた場合には、これを1人とするものであるこ
と。

7 所得の算定

**4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損
金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以
内に生じた法人税法第58条に規定する災害によ
る棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰
越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の
取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意す
ること。（法72の23①・④、平成30年改正法
附則6⑨、令20の3・21・21の2）**

(1) 個別欠損金額とは、個別帰属損金額が個別帰
属益金額を超える場合におけるその超える部
分の金額をいい、法人税法第81条の18第1
項に規定する個別欠損金額とは異なるもので
あること。（法72の23④）

(2) 各事業年度における欠損金額又は個別欠損
金額の繰越控除が認められるもののうち、法人
税において繰戻還付が行われている場合の繰
越控除の計算は、その繰戻還付が行われなかつ
たものとして計算するものであること。（令21
①）

(3) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額
等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法
人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠
損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収
入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3
号口に掲げる法人が行う事業に限る。）に係る

所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

・ ・略・ ・（ガス供給業関連）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあっては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。（令和2年改正法附則6②）

(4) ・ ・略・ ・

8 非課税事業を行う法人の付加価値額及び所得の算定

4の8の4 非課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

9 収入金額の算定

4の9の1 電気供給業及びガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。4の9の4及び4の9の7において同じ。）（以下「電気供給業等」という。）を行う法人が収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものであること。この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものであること。（法72の24の2①）

4の9の2 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）とし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量（電気事業会計規則別表第1に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。）に係るものを含む。）、遅加收算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

4の9の3 電気供給業を行う法人で自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額はいわゆる自家消費であることにかんがみ収入金額に含めな

いものあること。

4の9の4 ・ ・ 略 ・ ・ (ガス供給業関連)

4の9の5 収入金額課税事業(電気供給業等に限る。以下4の9の5において同じ。)、収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業を併せて行っている場合においては、もとより、課税標準の分割計算に基づく課税をなすべきであるが、この場合において各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定するものであること。

4の9の6 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの(新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。)に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。(令22-6)

4の9の7 ・ ・ 略 ・ ・ (ガス供給業関連)

4の9の8 電気供給業等を行う法人が、需用者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合においては、当該工事を行う事業は所得等課税事業となるものであること。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合においては、当該工事により収納した金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めて課税することとしても差し支えないものであること。

4の9の9 一般に所得等課税事業、収入金額課税

事業又は収入金額等課税事業のうち複数の部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。)及び収入金額課税法人(法第72条の2第1項第2号に

掲げる事業を行う法人並びに同項第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。)を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。(法72の26⑧・⑨)

6の15 清算中の外形対象法人及び法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人の申告納付については、次の諸点に留意すること。

(1) 清算中の外形対象法人及び法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人については、法第72条の21第1項の規定により資本金等の額はなないものとみなされることから、資本割を申告納付することは要しないものであること。(法72の21①ただし書・72の29①)

ただし、連結子法人が事業年度の中途において解散した場合(破産手続開始の決定を受けた場合を除く。)については、当該解散の日において事業年度が区切れないことから、連結事業年度開始の日から解散の日までの期間については、資本割を課すものであること。

(2) 残余財産の確定の日の属する事業年度については、付加価値割を申告納付することは要しないものであること。(法72の29③・④)

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所(他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。)の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)と電氣的に接続している電線路(専ら通信の用に

供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。)であつて、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側(基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側)に送電するために設けられた電線路をいうものであること。

(法72の48③-2ロ(1)、規則6の2②)

9の5 法第72条の48第3項第2号ロ(1)の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。(法72の48③-2ロ(1))

(1) 電線路の性能を示した容量を用いるものであり、運用上の容量を用いるものではないこと。

(2) 連続的に送電できる電力の容量とするものであること。なお、同一の電線路について、その電力の容量が時期により異なるものとされている場合には、電力の容量が最大となる時期における電力の容量とするものであること。

(3) 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所から受電する部分における電力の容量とするものであること。

9の7 法第72条の48第4項第3号に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、規則6の2の2④)

9の11 法第72条の48第8項の主たる事業の

判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断するものであること。

注) 電気事業法等については、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第49号)による改正前の内容です。

電気事業法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 ・ ・ 略 ・ ・
- 四 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
- 五 接続供給 次に掲げるものをいう。
 - イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。
 - ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物(以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。)を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物(当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。)の発電に係る電気を受電した者

が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること(当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。)

- 六 託送供給 振替供給及び接続供給をいう。
- 七 電力量調整供給 次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。
 - イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物の発電に係る電気
 - ロ 特定卸供給(小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下このロにおいて同じ。)を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電気(イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。)
- 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。
 - イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第

21 条第 3 項第 1 号において単に「離島」という。)を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者

(第 27 条の 19 第 1 項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。)に
應ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「最終保障供給」という。)

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に
應ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島供給」という。)

九 …略…

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者
に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に
供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 …略…

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により
特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業者若しくは一般送配電事業を営む
他の者にその小売電気事業者若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に
係る託送供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

十三 …略…

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気
事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者の用に供するための電気を
発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業
省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十七…略…

十八 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する
機械、器具、

ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置される
ものその他の政令で定めるものを除く。)をいう。

(託送供給義務等)

第 17 条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域にお
ける託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業者、一般送配電事業者若し
しくは特定送配電事業者の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに
掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるもの
に限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

電気事業法施行令

(電気工作物から除かれる工作物)

第 1 条 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。

一 鉄道営業法、軌道法若しくは鉄道事業法が適用され若しくは準用される車
両若しくは搬器、船舶安全法が適用される船舶、陸上自衛隊の使用する船舶
(水陸両用車両を含む)若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車
両法第 2 条第 2 項に規定する自動車に設置される工作物であつて、これら
の車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電氣的設備に電
気を供給するためのもの以外のもの

二 航空法第 2 条第 1 項に規定する航空機に設置される工作物

三 前二号に掲げるもののほか、電圧三十ボルト未満の電氣的設備であつて、
電圧三十ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないもの

電気事業法施行規則

(発電事業に係る発電用の電気工作物の要件)

第3条の4 法第2条第1項第14号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物(以下「特定発電用電気工作物」という。)であって、それぞれの接続最大電力(特定発電用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物(一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であって、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続されているものを含む。)とを直接に電氣的に接続する地点(次項において「接続地点」という。)における最大の電力をいう。第45条の19第2項第2号において同じ。)のうち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業(第3号において「小売電気事業等」という。)の用に供するためのもの(第2号及び第48条の2において「小売電気事業等用接続最大電力」という。)の合計が一千万ワットを超えることとする。

- 一 出力が千キロワット以上であること。
- 二 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント(出力が十萬キロワットを超える場合にあっては、十パーセント)を超えるものであること。
- 三 発電する電気の量(発電のために使用するものを除く。)に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント(出力が十萬キロワットを超える場合にあっては、十パーセント)を超えると見込まれること。

2 前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電用の電気工作物は、一の発電用の電気工作物とみなす。

(一般送配電事業者の振替供給の範囲)

第17条 法第17条第1項の経済産業省令で定める振替供給は、沖縄電力株式会社以外の一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

- 一 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替

供給であって、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るもの

- 二 法第2条第1項第5号口に掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であって、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における同号口に規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第3条第1項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

(定義)

第2条

2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。))であって政令で定めるものをいう。第5項において同じ。)以外のものをいう。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令

(原油等から製造される燃料)

第3条 法第2条第2項の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール、コークス炉ガス及び水素(原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。)とする。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利

用の促進に関する法律施行規則

(非化石エネルギー源の利用の目標の達成のための
計画の提出)

第3条 ・・・略・・・

一 ・・・略・・・

二 非化石電源に係る電気に相当するもの(非化石証書(非化石エネルギー源(法第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。))に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。)の取得その他の方法により非化石電源としての価値を有するものをいう。)の量の内訳を示す資料

非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準

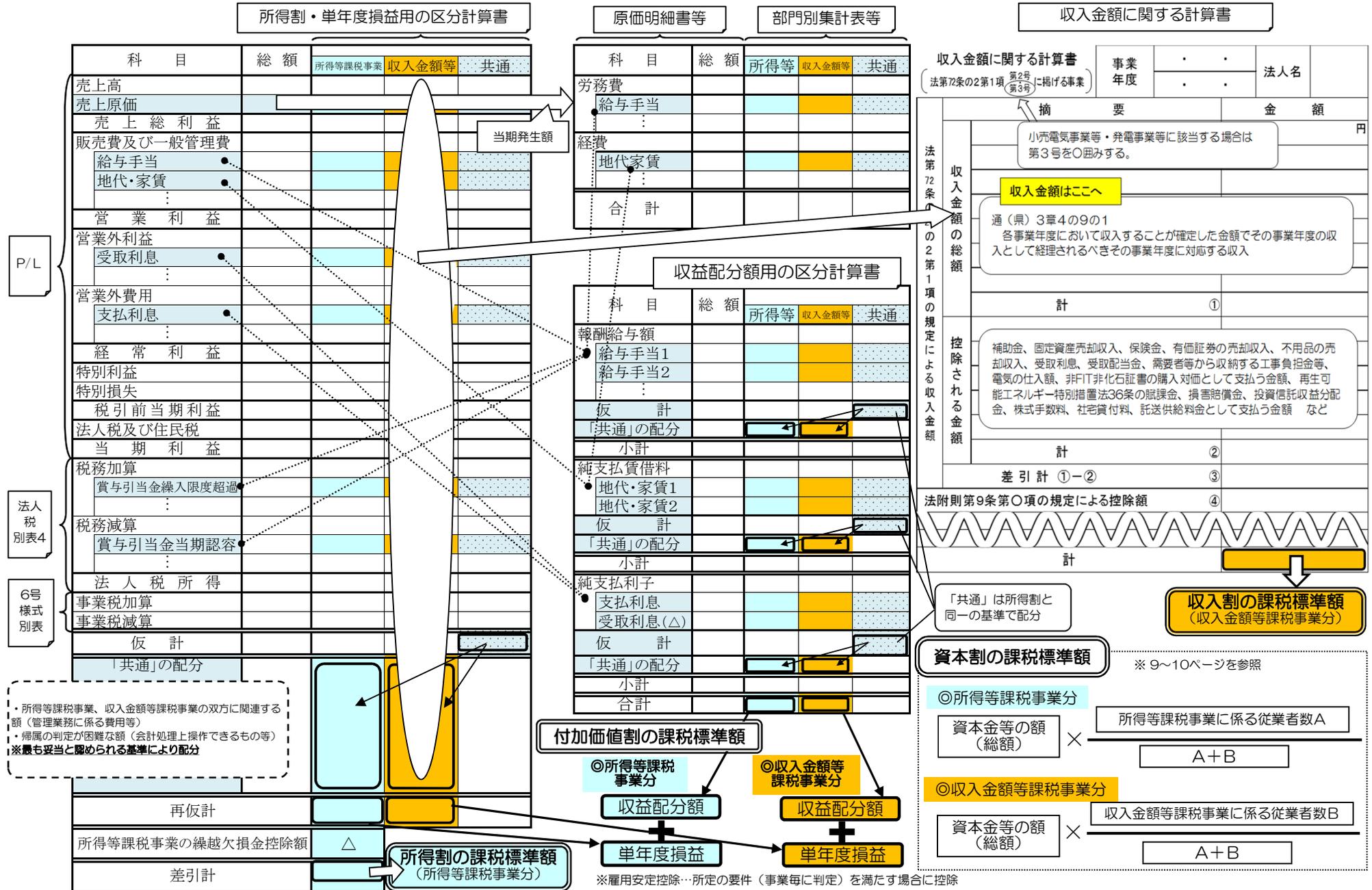
1. 定義

一 ・・・略・・・

二 ・・・略・・・

三 非化石電源比率 非化石電源に係る電気に相当するもの(非化石電源としての価値を有する電気として費用負担調整機関(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第55条第1項に規定する費用負担調整機関をいう。)又は経済産業省が認定したものの量に係る非化石証書の取得その他の方法により非化石電源としての価値を有するものをいう。)の量の、その小売供給を行う事業の用に供した電気の量に対する比率

10-1 図解 収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）と所得等課税事業（外形標準課税対象）を併せて行う場合の区分計算



10-2 図解 収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）と所得等課税事業（外形標準課税対象以外）を併せて行う場合の区分計算

